

(証券コード 6339)

平成29年6月8日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

新 東 工 業 株 式 会 社

取締役社長 永 井 淳

第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使]

3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成29年6月22日(木曜日)午後5時15分までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月23日(金曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
ミッドランドホール(ミッドランドスクエア オフィスタワー 5階) |

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第120期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第120期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役11名選任の件

第2号議案 取締役賞与支給の件

4. 議決権の行使に関する事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

-
- ◎総会当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ(<http://www.sinto.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご了承ください。

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。インターネットによる議決権行使は、平成29年6月22日(木曜日)の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。なお、当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要でございます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）[※]から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

[※]「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・ 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度の経済状況は、海外では、米国経済が好調を持続したほか、中国でも景気テコ入れ策の効果がみられましたが、米国における金融政策正常化等を背景とした先行き不透明感もあり、全体として成長は緩やかな状態が続きました。国内は、輸出の増加に伴い生産が増加傾向にあり、企業収益も改善していますが、景気回復の足取りは力強さを欠きました。

当社グループの事業環境につきましては、国内において、業界ごと、さらには同一業界内でも企業ごとにまだら模様であり、設備投資は総じて伸び悩んだものの、一部の自動車メーカーで新規ラインの増設機運が高まりを見せたほか、海外でも、米国において自動車業界の設備投資が活発化、中国でもインフラ投資が底入れを見せるなど、やや持ち直しました。

このような情勢のもと、連結受注高は100,074百万円(前期比6.8%増)、連結売上高は95,048百万円(同0.9%増)、連結受注残高は34,092百万円(同17.3%増)となりました。

収益面につきましては、設計効率の向上や生産性向上等により、原価抑制に努めましたが、国内での政府の補助金による設備投資の一巡もあり、連結営業利益は4,887百万円(同14.4%減)となりました。一方、連結経常利益は、為替差益や持分法による投資利益の増加により5,844百万円(同5.6%増)を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,358百万円(同24.1%増)となりました。

(注) 当報告中における金額数値は表示単位未満を切り捨てており、比率および単位当たり数値は表示未満を四捨五入しております。

当社グループの製品は各事業にわたって販売されており、当連結会計年度における事業別の売上高の内容と実績および営業利益は以下のとおりであります。

また、事業別の売上高につきましては、事業間取引の相殺消去前の数値であります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

鑄造事業

アジア地域での落ち込みが大きかったものの、国内における自動車及び自動車部品業界向け鑄造装置等が下げ止まったことに加え、欧米で活発化した自動車業界の設備投資を取り込んだ結果、売上高は、32,005百万円(同4.0%増)となりました。

営業利益は、販管費の圧縮を進めたものの、大型装置の採算が悪化したため、1,409百万円(同1.2%減)となりました。

表面処理事業

国内外の装置・消耗品ともに総じて軟調でしたが、国内における航空機部品向けショットピーニング装置の好調や、新規連結子会社の寄与もあり、当分野全体の売上高は、41,199百万円(同1.9%増)となりました。

営業利益は、大型装置での採算悪化と原材料価格の上昇により、4,081百万円(同14.8%減)に留まりました。

環境関連事業

国内における汎用集塵機や排ガス浄化装置等が弱含みとなり、売上高は、10,619百万円(同5.6%減)となりました。

営業利益は、販管費の圧縮に努めたものの、売上高の減少と原価率悪化の影響が大きく、631百万円(同25.4%減)となりました。

搬送事業

国内における自動車業界向けコンベアラインの低迷を、食品業界におけるシザーリフト更新需要獲得などでカバーし、売上高は、6,215百万円(同3.2%増)となりました。

営業利益は、売上高の回復と原価低減努力が相まって、386百万円(同47.6%増)となりました。なお、流通業界向けコンベアが伸長し、受注高は7,383百万円(同31.4%増)、受注残高は2,074百万円(同137.8%増)となっています。

特機事業

プレス装置や検査装置などの不振が大きく、売上高は、6,037百万円(同12.6%減)となりました。

営業利益は、液晶パネル向けクリーンシステムの寄与、プレス装置や検査装置などの生産体制の見直しと、販管費の圧縮等が奏功し、109百万円(前期は8百万円の損失)となり、黒字に転換いたしました。なお、有機EL検査装置等が续伸し、受注高は8,868百万円(同29.7%増)、受注残高は5,457百万円(同121.2%増)となりました。

企業集団の事業別売上高の状況

区 分 \ 期 別	第120期 (当連結会計年度) 28/4/1~29/3/31		第119期 (前連結会計年度) 27/4/1~28/3/31		前 期 比 増・減(△)
	百万円	%	百万円	%	
鑄 造 事 業	31,493	33.1	30,299	32.2	3.9
表 面 処 理 事 業	41,199	43.3	40,436	42.9	1.9
環 境 関 連 事 業	10,150	10.7	10,844	11.5	△6.4
搬 送 事 業	6,181	6.5	5,910	6.3	4.6
特 機 事 業	5,877	6.2	6,624	7.0	△11.3
そ の 他 事 業	145	0.2	117	0.1	24.3
合 計	95,048	100	94,232	100	0.9
うち海外売上高	36,878	38.8	37,322	39.6	△1.2

(注) 上記金額は、セグメント間取引の相殺除去後の数値であります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3,415百万円で、その主なものは、以下のとおりであります。

鑄造事業	商品体感センターのリニューアル
表面処理事業	ナショナルピーニング社（アメリカ）の設備の新設
共 通	基幹電算システムの更新

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特に記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、海外では、米国経済に成長の加速が期待されますし、欧州でも、中央銀行による緩和策の継続を背景に回復の動きが広がっています。国内においても、輸出を起点とした生産活動の持ち直し等により景気は緩やかながら回復傾向が見込まれており、世界経済全体の基調は悪くありませんが、地域紛争やテロへの懸念から地政学リスクが高まりをみせており、また、欧州における政治リスクも懸念され、予断を許さない状況です。

当社グループの事業環境につきましては、海外では米国・中国における自動車の生産・販売が堅調に推移するなか、関連メーカーによる設備投資の拡がり期待されます。国内では、企業業績回復期待から設備投資意欲は小幅ながら回復に向かうと予想されます。ただし、円高により輸出環境が悪化した場合には、自動車関連業界の稼働率低下、設備投資意欲の減退も予想され、留意が必要です。

こうした情勢下、当社グループでは、2015年度から取り組んでいる中期経営計画「Vital Sinto」が来期最終年度を迎えます。

「Vital Sinto」において掲げた目標の達成を目指し、成長市場であるアジアにおいてローカル拠点の整備を進め戦略商品の拡販を行うほか、北米では航空・発電分野における旺盛な需要の取り込み、欧州ではアルミ事業の基盤確立に取り組めます。また、機械設備を納入したお客様には、IoTを活用した

「予防保全」と「事後保全」のサービスラインナップを拡充することでサポート力を強化するとともに、こうしたサービスのグローバル展開にも乗り出します。新規分野では、社会の潮流変化を捉え「医療分野」「電気自動車分野」「有機EL分野」への展開を加速してまいります。また、数年来取り組んでまいりました基幹システムの再構築により、経営のスピード化・効率化を進める素地が整いますので、付加価値向上とコスト削減を徹底し、売上の拡大と収益の増大に努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

期別 区分	第117期 25/4～26/3	第118期 26/4～27/3	第119期 27/4～28/3	第120期(当期) 28/4～29/3
売上高	百万円 89,105	百万円 93,258	百万円 94,232	百万円 95,048
親会社株主に 帰属する 当期純利益	百万円 2,824	百万円 2,637	百万円 2,706	百万円 3,358
1株当たり 当期純利益	円 52.02	円 48.58	円 50.57	円 63.08
総資産	百万円 126,908	百万円 146,315	百万円 139,207	百万円 142,759
純資産	百万円 85,114	百万円 95,278	百万円 88,899	百万円 91,775

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社メイキコウ	百万円 200	% 82.0	運搬・搬送機械、ハンドリング ロボットの製造、販売
新東ブイセラックス株式会社	90	100.0	セラミックス製品、研磨材・研 削材等の製造、販売
株式会社シーエフエス	30	85.0	当社およびグループ会社製品の販売
藤 和 電 気 株 式 会 社	24	100.0	鑄造工場用設備機械の製造、販売
新東エスプレジジョン株式会社	90	100.0	精密計測機器の製造、販売
ハインリッヒワグナーシントー マシーネンファブリーク社	千ユーロ 2,200	100.0	欧州における鑄造工場用設備機 械の製造、販売
シントーアメリカ社	千米ドル 60	100.0	米国子会社の管理、運営
ロバーツシントー社	千米ドル 2,000	0.0 (100.0)	米国における鑄造装置、搬送装置および サンドコーティング設備の製造、販売
サンドモールドシステムズ社	千米ドル 77	0.0 (100.0)	米国における鑄造装置の製造、販売
ナショナルピーニング社	千米ドル 100	0.0 (100.0)	米国における表面処理の受託加工
青島新東機械有限公司	百萬元 114	95.0	中国における鑄造装置、表面処 理装置および部品の製造、販売
シントーブラジルプロダクトス社	百万リアル 37	99.0	ブラジルにおける鑄造装置、表面処理 装置および投射材の製造、販売
韓国新東工業株式会社	百万ウォン 5,000	70.0	韓国における鑄造装置、表面処理装置 および投射材の製造、販売
新東工業商貿（昆山）有限公司	百萬元 10	100.0	中国における鑄造装置、表面処理装置 の販売
フ ロ ン 社	千ユーロ 1,667	80.0	ドイツにおけるカットワイヤー 投射材の製造、販売

(注) ()内数字は、間接保有による出資比率であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な製品内容
鑄造事業	鑄造型装置、Vプロセス装置、鑄物砂処理装置、自動注湯装置、サンドコーティング設備、鑄造分野部分品、粉粒体処理装置、耐摩耗材等
表面処理事業	ショットブラストマシン、エアブラストマシン、ショットピーニングマシン、バレル研磨装置、精密ブラシ研磨装置、高精度微細加工装置、表面処理受託加工、表面処理分野部分品、投射材、研磨材等
環境関連事業	集塵装置、脱臭装置、廃水処理装置、VOCガス浄化装置、環境関連分野部分品等
搬送事業	昇降装置、段差解消機、グラビティコンベア、搬送システム等
特機事業	液晶パネル製造装置、同自動ライン(供給・搬送装置含む)、ハンドリングロボット、サーボシリンダ、検査・測定装置、精密計測装置、精密プレス装置、ディスパライザー、電池原料供給装置、セラミックス製品、成形装置、自動車用ドア組立装置、特機関連分野部分品等
その他事業	機械設計、情報関連、福利厚生事業等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社	本社(名古屋市)
支 店	東京支店(埼玉県川口市) 中部支店(愛知県北名古屋市) 大阪支店(大阪市)
事 業 所	豊川製作所(愛知県豊川市) 一宮事業所(愛知県豊川市) 大崎事業所(愛知県豊川市) 新城事業所(愛知県新城市) 幸田事業所(愛知県額田郡幸田町) 西春事業所(愛知県北名古屋市) 大治事業所(愛知県海部郡大治町) 九州事業所(福岡県鞍手郡鞍手町)

② 子会社

国 内	株式会社メイキコウ(愛知県) 新東バイセラックス株式会社(愛知県) 株式会社シーエフエス(新潟県) 藤和電気株式会社(愛知県) 新東エスプレシジョン株式会社(神奈川県)
海 外	ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社(ドイツ) シントーアメリカ社(アメリカ) ロパーツシントー社(アメリカ) サンドモールドシステムズ社(アメリカ) ナショナルピーニング社(アメリカ) 青島新東機械有限公司(中国) シントーブラジルプロダクトス社(ブラジル) 韓国新東工業株式会社(韓国) 新東工業商貿(昆山)有限公司(中国) フロン社(ドイツ)

(9) 従業員の状況

区 分	国 内	海 外	合 計
従 業 員 数	2,165名	1,674名	3,839名

(注) 当社の従業員数は1,647名であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	10,200百万円
株式会社りそな銀行	1,800百万円
株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ	1,380百万円
株式会社みずほフィナンシャルグループ	1,000百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 230,476,000株
 (2) 発行済株式の総数 54,580,928株(自己株式1,173,082株を含む)
 (3) 株主数 4,291名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	千株 2,350	% 4.40
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,289	4.28
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,276	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,112	3.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,044	3.82
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,668	3.12
公 益 財 団 法 人 永 井 科 学 技 術 財 団	1,405	2.63
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,001	1.87
新 東 社 員 持 株 会	924	1.73
新 睦 会 持 株 会	910	1.70

- (注) 1. 当社は自己株式1,173,082株を保有しておりますが、上位10名の株主から除外しております。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しており、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	平山 正之	〔重要な兼職の状況〕 株式会社メイキコウ取締役 シントーアメリカ社取締役
代表取締役 取締役社長	永井 淳	〔重要な兼職の状況〕 ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブ リーク社代表取締役 シントーアメリカ社取締役 公益財団法人永井科学技術財団理事長
常務取締役	久野 恒靖	社長補佐
常務取締役	伊澤 守康	社長補佐
取 締 役	谷口 八束	管理管掌、人事部長
取 締 役	森下 利和	営業管掌、営業本部長
取 締 役	橋詰 政治	技術管掌 〔重要な兼職の状況〕 藤和電気株式会社 代表取締役社長
取 締 役	後藤 剛	生産管掌、プロダクションセンター長
取 締 役	小澤 正俊	〔重要な兼職の状況〕 オークマ株式会社取締役
取 締 役	山内 康仁	
取 締 役	上田 良樹	〔重要な兼職の状況〕 THK株式会社取締役（監査等委員）
監査役(常勤)	夏目 俊信	
監査役(常勤)	川上 和明	
監 査 役	唐木 康正	
監 査 役	小島 俊郎	〔重要な兼職の状況〕 株式会社共同通信デジタル執行役員

(注) 1. 平成28年6月24日開催の第119回定時株主総会において、森下利和、橋詰政治、後藤剛、上田良樹の4氏は取締役に、小島俊郎氏は監査役に選任され、就任いたしました。

2. 平成28年6月24日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、平井修司、裏辻育久、高橋信次の3氏は取締役を、柴田稔久氏は監査役を退任いたしました。
3. 取締役 小澤正俊、山内康仁、上田良樹の3氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 唐木康正および小島俊郎の両氏は、社外監査役であります。
5. 社外取締役の小澤正俊、山内康仁および上田良樹ならびに社外監査役の唐木康正および小島俊郎の5氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 14名 257,530千円

監査役 5名 51,240千円

- (注) 1. 社外取締役3名および社外監査役3名に対する報酬等の額は44,700千円であり、上記報酬等の額に含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第112回定時株主総会において月額37,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第109回定時株主総会において月額4,500千円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、平成28年6月24日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役3名および監査役1名の在任中の報酬額を含めております。
5. 報酬等の額には、本総会において付議いたします取締役(8名)賞与支給予定額の55,000千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小澤正俊氏は、オークマ株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社とオークマ株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役上田良樹氏は、THK株式会社の取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当社とTHK株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小島俊郎氏は、株式会社共同通信デジタルの執行役員を兼務しております。なお、当社と株式会社共同通信デジタルとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会および監査役会への出席状況

- ・ 取締役小澤正俊氏は、16回開催の取締役会に16回出席しております。
- ・ 取締役山内康仁氏は、16回開催の取締役会に16回出席しております。
- ・ 取締役上田良樹氏は、11回開催の取締役会に11回出席しております。
- ・ 監査役唐木康正氏は、16回開催の取締役会に16回出席し、同様に16回開催の監査役会に16回出席しております。
- ・ 監査役小島俊郎氏は、11回開催の取締役会に11回出席し、同様に11回開催の監査役会に11回出席しております。

イ. 取締役会における発言状況

- ・ 取締役小澤正俊氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識によって、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 取締役山内康仁氏は、自動車および自動車部品メーカーの経営者として、モノづくりに関する豊富な実務経験と高い見識によって、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 取締役上田良樹氏は、総合商社の経営幹部および専門商社の経営者としての豊富な実務経験と高い見識によって、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 監査役唐木康正氏は、金融関係業務で培った高い見識に加え、製造業やサービス業の経営に関与した幅広い実務経験によって、客観的な視点で取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
- ・ 監査役小島俊郎氏は、リスク対策に携わった豊富なビジネス経験と高い知見によって、客観的な視点で取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 39,000千円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 39,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうか等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な職務の執行に支障があると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制、当該体制の運用状況および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社およびその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」として、取締役会において下記の事項を決議のうえ、下記のとおり運用しております。

1. 当社取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制および当該体制の運用状況

- (1) 当社取締役会の議題、付議事項に関する資料や当社取締役会議事録を法律の規定に基づいて作成し、保存年限に従って保存・管理する。
- (2) 当社業務執行に関する情報となる決裁承認申請書、その添付資料、当社代表取締役が参画する会議体や各種委員会等の議事録、当社の権利・義務を証する契約書類、経理・会計書類、会計帳簿などのほか、重要な業務執行関連文書を保存年限に従って保存・管理する。
- (3) 上記の保存・管理および情報へのアクセスに関しては、文書管理規程で定めるものとする。また、文書管理規程の改定にあたっては、取締役会の承認と監査役会の了承を得る。

(運用状況)

取締役、監査役および監査室は、その職責を果たすため、当期、必要に応じ、取締役会議事録、決裁承認申請書等の記録を閲覧しまたはその写しを入手しております。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制および当該体制の運用状況

- (1) 当社の会社経営を取り巻く主要リスクに関しては、リスクカテゴリーによる所管部署を明確化して、必要なリスク個別管理体制を整備する。
- (2) 個別管理のみならず当社に係わる主要リスクの総体については、これを網羅的・総括的に管理するため、リスクマップに可視化するとともに優先順位化して、リスクの把握、分析、対応策の立案・実施、評価・フォローを行う。
- (3) リスク管理の基本となるリスク管理規程およびこれに関連する個別規定を制定する。
- (4) リスクカテゴリーごとに行動指針・マニュアルを整備し、その理解促進のための研修・教育を実施する。

(運用状況)

当社を取り巻く主要リスクに関して、リスクマップに可視化のうえ、取締役会に報告しました。

3. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 経営計画のマネジメント体制

- ① 経営理念、使命(ミッション)など経営の基本方針を明確にして、これを機軸に中期経営計画、年度経営計画を策定し、ここで決定された業績を含めた経営目標、経営戦略の達成のために、業務執行ラインにおいて各部門や各管理職の計画・目標に落とし込み、それらの目標の連鎖により事業運営を行う。
- ② 経営目標が予定どおり進捗しているかどうかの検証を毎月の取締役会で行うとともに月次、四半期、半期、年間の業績報告を通じて必要な打ち手を取締役会で審議・決定する。

(2) 業務執行のマネジメント体制

- ① 取締役会規則および取締役会運営内規に従って、取締役会に付議し決定すべき業務執行の重要案件の基準を明確にする。
- ② 執行役員制度を導入して、取締役会を意思決定機能および監督機能に特化させるとともに定常業務の執行を執行役員に権限委譲することにより、業務執行を効率化・迅速化し、責任の所在を明確化する。
- ③ 職務権限規程、業務分掌規程に従って、日常の業務執行は執行役員の権限と責任のもと、更に職制ラインに順次権限と職責が適切に委譲され、各レベルの責任者が適時的確に意思決定する。

(運用状況)

代表取締役社長は、各部門との議論をふまえて中期経営計画、年度経営計画および必要な施策を決定し、進捗状況の報告を受け、進捗状況を取締役会に報告しております。

取締役、執行役員等は、関連規程に従い、分担して職務を執行しております。

4. 当社取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および当該体制の運用状況

- (1) 当社役職員が法令・定款を遵守するとともに高い倫理観を持つための行動と心構えを定めた「新東企業倫理行動指針」とその具体的な行動マニュアルを策定して周知徹底を図る。
- (2) 取締役会規則に基づいて、過半数の社外役員で構成する「指名・報酬委員会」を設置して、取締役・監査役の指名・報酬等の基本方針に関する事項および指名・評価・報酬について、審議・決議のうえ、取締役会に付議する。
- (3) 「CSR委員会」を設置して、CSR活動の計画と推進を行うとともに、CSR活動の周知徹底を図ることによりコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 監査室を設置して、社内の内部統制状況を定期的に監査する。

- (5) 当社の役職員が当社法務部門または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる「新東スピークアップ制度」を整備する。
- (6) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、平素からの弁護士等の外部専門機関と緊密な連携により毅然と対応し、不当要求に対しては、組織的な対応によって断固として対決する。
- (7) 新入社員、中堅社員、新任管理職等の階層別および営業担当者向け、管理担当者向けなどの職種別の教育制度を推進して、必要な知識の習得と倫理観の向上を図る。

(運用状況)

- ・「新東企業倫理行動指針」の遵守状況を事業所単位で確認するとともに、階層別研修を実施しました。
- ・「指名・報酬委員会」を設置して、取締役・監査役の指名・報酬等について、審議・決議のうえ、取締役会に付議しました。
- ・監査役監査、会計監査人監査、内部監査を行っており、相互に、密に情報交換を行い、必要に応じて改善提案を行いました。
- ・内部通報窓口を社内と外部に設置して社内に周知し、事実申告に対応しています。社内に周知する際に、不利益な取扱いの禁止も明示しています。なお、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

- (1) 当社グループ会社の役職員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、当社が定めるグループ管理規程により、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社取締役会規則に該当する重要な案件については、当社の取締役会においても審議、承認を要する。
- (2) 当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (3) 当社グループ会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、各事業年度のグループ全体の重点経営目標を審議のうえ定め、地域別・事業別に194のプロジェクトテーマを設定して、進捗状況を定期的にレビューし、対応策を相互に確認して実施する。
 - ② 当社は、当社グループにおける職務分掌、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- (4) 当社グループ会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、「新東企業倫理行動指針」を制定し、当社グループのすべての役職員に周知徹底する。
- ②海外グループ会社を含む当社グループのすべての役職員に適用する「S i n t o B e l i e f s」を制定し、企業倫理行動指針、安全方針、環境方針および品質方針を周知徹底する。
- ③当社国内グループ会社においては、各会社の規模に応じて、適正数の監査役を配置する。
- ④当社は、当社国内グループ会社の役職員に対し、年1回以上、コンプライアンスに関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに、グループ会社の社長が参画する社長会を定期的に開催してコンプライアンスに関する周知徹底を図る。
- ⑤当社の監査室は、内部監査規程、グループ会社管理規程に基づき、各グループ会社に対し、年1回の内部監査を実施する。
- ⑥当社は、当社国内グループ会社の役職員が当社法務部門または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる「新東スピークアップ制度」を整備する。
- ⑦当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備し、その体制の整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。

(運用状況)

- ・当社は、関係規程に従い、当社グループ会社の営業成績その他の重要な情報について報告を受け、必要に応じて、当社取締役会において、審議、承認を受けました。
- ・当社の国内グループ会社におけるリスクマップについて報告を受け、グループ全体のリスクの把握に努めました。
- ・国内グループ会社の取締役および監査役に対し、コンプライアンス等に関する研修を行いました。
- ・その他、上記体制に従い、適正に運用を行いました。

6. 当社監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役会からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項ならびに当該体制の運用状況

- (1) 当社監査役の求めがあった場合は、その職務を補佐すべき使用人として適切な人材を配置する。
- (2) 当社監査役の職務を補佐すべき使用人の職務執行に関しては、当社取締役会からの独立性を保つ体制を確保する。

(運用状況)

当社管理部門の担当者が補助しています。

7. 当社および当社グループ会社の取締役および使用人が当社監査役に報告するための体制および当該体制の運用状況

- (1) 当社監査役の当社社内重要会議への出席の他、決裁承認申請書、重要会議の議事録、重要な報告書等の当社重要書類を当社監査役に回付するとともに、必要に応じて閲覧できるシステムを確保する。
- (2) 当社および当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う。
- (3) 当社および当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に対して直接報告を行う。
- (4) 当社監査室は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、当社および当社グループにおける内部監査等の状況を報告する。
- (5) 当社の内部通報制度の担当部署は、当社および当社グループの役職員からの内部通報の状況を定期的に報告する。

(運用状況)

- ・当社の内部通報制度の担当部署は、当社および当社グループの役職員からの内部通報の内容および対応状況を監査役に報告しました。
- ・その他、上記体制に従い、適正に運用を行いました。

8. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および当該体制の運用状況

- (1) 当社は、当社監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (2) 当社はグループのリスク管理規程において、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

(運用状況)

- ・上記体制について、取締役会において決議しました。

9. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項および当該体制の運用状況

- (1) 当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 当社は、当社監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(運用状況)

当期監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

10. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 当社監査役と当社代表取締役や当社会計監査人との随時または定期的面談・意見交換の機会を確保する。

(2) 当社監査役が監査対象の事業所の長、部課長等の業務推進責任者との直接面談する機会を確保し、情報収集の実効性を担保する。

(運用状況)

・法令に基づき、会計監査人から監査役に対し、事業年度の監査結果につき定期報告が行われました。また、監査役は、適宜、監査状況を会計監査人から聴取しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益配分は重要な経営課題の一つとの認識で、中長期的視野による財務体質と経営基盤の強化に配慮しつつ、一定レベルでの安定的かつ継続的な配当に加え、財政状態、利益水準を総合的に勘案して拡充してまいります。

内部留保金は、中長期的視野に立ったグローバルな事業展開および成長が期待できる事業分野への優先的な投資への活用と併せて、経営体質強化、株主還元のために有効活用してまいる所存であります。

当期の剰余金の配当につきましては、平成29年5月24日開催の取締役会決議により期末配当金を1株当たり9円(支払開始日 平成29年6月9日)とし、中間配当金の1株当たり9円(支払開始日 平成28年12月5日)と合わせて、年間配当金を前期と比べ2円増配の1株当たり18円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	80,859	流 動 負 債	35,388
現金及び預金	29,037	支払手形及び買掛金	14,218
受取手形及び売掛金	34,168	短期借入金	8,083
有価証券	3,900	リース債務	192
製品	2,816	未払法人税等	1,154
仕掛品	6,042	賞与引当金	1,883
原材料及び貯蔵品	3,311	役員賞与引当金	115
繰延税金資産	878	プラント保証引当金	290
その他	1,244	受注損失引当金	117
貸倒引当金	△540	その他	9,332
		固 定 負 債	15,594
固 定 資 産	61,899	長期借入金	7,821
有形固定資産	26,410	リース債務	313
建物及び構築物	11,937	繰延税金負債	5,621
機械装置及び運搬具	5,853	役員退職慰労引当金	358
土地	7,241	環境安全対策引当金	72
リース資産	345	退職給付に係る負債	747
建設仮勘定	264	資産除去債務	102
その他	767	その他	557
無形固定資産	3,735	負 債 合 計	50,983
のれん	651	純 資 産 の 部	
リース資産	138	株 主 資 本	78,269
その他	2,945	資本金	5,752
投資その他の資産	31,752	資本剰余金	6,238
投資有価証券	29,355	利益剰余金	67,755
退職給付に係る資産	1,008	自己株式	△1,476
繰延税金資産	491	その他の包括利益累計額	9,397
その他	915	その他有価証券評価差額金	8,869
貸倒引当金	△18	為替換算調整勘定	290
		退職給付に係る調整累計額	237
		非支配株主持分	4,108
		純 資 産 合 計	91,775
資 産 合 計	142,759	負 債 及 び 純 資 産 合 計	142,759

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金	額
売上高		95,048
売上原価		67,099
売上総利益		27,949
販売費及び一般管理費		23,061
営業利益		4,887
営業外収益		
受取利息	119	
受取配当金	515	
持分法による投資利益	157	
為替差益	139	
その他	333	1,265
営業外費用		
支払利息	155	
寄付金	50	
その他	102	308
経常利益		5,844
特別利益		
固定資産売却益	103	
投資有証券売却益	54	
その他	0	157
特別損失		
固定資産売却損	20	
固定資産廃却損	14	
減損損失	771	
投資有価証券評価損	99	906
税金等調整前当期純利益		5,095
法人税、住民税及び事業税	1,887	
法人税等調整額	△156	1,730
当期純利益		3,364
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		3,358

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,752	6,238	65,304	△1,475	75,819
当期変動額					
剰余金の配当			△907		△907
親会社株主に帰属する当期純利益			3,358		3,358
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	2,450	△0	2,449
当期末残高	5,752	6,238	67,755	△1,476	78,269

	その他の包括利益累計額				非支配株主分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,314	1,641	△235	8,720	4,360	88,899
当期変動額						
剰余金の配当						△907
親会社株主に帰属する当期純利益						3,358
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,555	△1,350	472	677	△251	426
当期変動額合計	1,555	△1,350	472	677	△251	2,875
当期末残高	8,869	290	237	9,397	4,108	91,775

〔注記〕

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 37社

主要な連結子会社の名称

株式会社メイキコウ、新東エスプレシジョン株式会社、ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社、シントーアメリカ社、ロバーツシントー社、青島新東機械有限公司、シントーブラジルプロドゥトス社

フロンブラジル社は、平成28年7月1日にシントーブラジルプロドゥトス社と合併したため、連結の範囲から除外しております。

青島百利達鋼丸有限公司は、平成28年1月1日に青島新東機械有限公司と合併したため、連結の範囲から除外しております。

F A I フィニッシング社は平成28年12月30日に会社清算が完了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 10社

主要な非連結子会社の名称

シントーインドネシア社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社10社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社の数 9社

主要な会社等の名称

シントーインドネシア社

持分法を適用した関連会社の数 5社

主要な会社等の名称

レンペメスナーシントー社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

キャセイアジアパシフィック社

持分法を適用しない理由

非持分法適用会社1社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社19社の決算日は平成28年12月31日であり、連結決算日と異なりますが、連結決算日との差は3ヵ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結決算を行っております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

製品、仕掛品

受注生産品は個別法による原価法、投射材等は移動平均法による原価法を採用しております。

原材料及び貯蔵品

受注生産品等の製作に係る原材料及び貯蔵品は総平均法による原価法、投射材等の製作に係る原材料は主に移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。但し、国内会社においては、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～50年
機械装置及び運搬具	4年～12年
その他	2年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金・貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ プラント保証引当金

プラント及び大型受注機械等の検取引渡後の一定期間中のクレーム費用の発生に備えるため、過去の売上高に対するクレーム費用発生高の割合を基礎として当連結会計年度の売上高に対して発生見込額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社は、役員退職金支給内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 環境安全対策引当金

保管するPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において、その金額を合理的に見積ることができる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる機械装置の製造等については工事進行基準を、その他については出荷基準及び検収基準を適用しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産、負債、収益及び費用は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

原則的処理方法である繰延ヘッジ処理を採用しております。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10～12年の定額法により償却しております。

(9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

5. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(役員報酬B I P信託)

当社は、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1)取引の概要

当社は、平成27年6月24日の第118回定時株主総会決議に基づき、中期的な企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に、透明性及び客観性の高い役員報酬制度として、企業価値連動型の株式報酬制度である役員報酬B I P信託を導入しております。

本制度は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、企業価値の増大に応じて、対象期間終了時の一定時期に、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。交付する当社株式等は、役位ならびに対象期間中の資本効率の改善度及び業績目標の達成度等に応じて定めておき、対象期間を通じて資本効率が一定の改善度等に達した場合のみ、対象期間終了後の一定時期に、役員報酬として当社株式等の交付等を行います。

ただし、対象期間を通じて一定の資本効率の改善度等に達しない場合は、本制度対象者へ当社株式等の交付等を行うことはありません。

（※）信託期間の満了時において信託契約の変更及び信託追加を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、179百万円、165,200株であります。

連結貸借対照表

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	258百万円
土地	874百万円
計	<u>1,133百万円</u>

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	346百万円
長期借入金	615百万円
計	<u>961百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額	37,721百万円
3. 受取手形割引高	18百万円
4. 受取手形裏書譲渡高	18百万円
5. 輸出手形割引高	一百万円

連結株主資本等変動計算書

- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 54,580,928株
- 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,338,282株
(注) 当連結会計年度末日の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が
165,200株含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年5月23日 取締役会	普通株式	427	8.00	平成28年3月31日	平成28年6月7日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	480	9.00	平成28年9月30日	平成28年12月5日
合計		907			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年5月24日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決定しております。

- ①配当金の総額 480百万円
- ②1株当たり配当額 9.00円
- ③基準日 平成29年3月31日
- ④効力発生日 平成29年6月9日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定し、配当金の総額には、信託に対する配当金1百万円が含まれております。

税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産	186百万円
未払費用	204百万円
賞与引当金	549百万円
退職給付に係る負債	226百万円
投資有価証券	478百万円
有形固定資産	427百万円
繰越欠損金	198百万円
その他	1,024百万円
繰延税金資産小計	3,296百万円
評価性引当額	△1,580百万円
繰延税金資産合計	1,715百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△106百万円
海外関係会社の未分配利益	△1,894百万円
その他有価証券評価差額金	△3,514百万円
その他	△452百万円
繰延税金負債合計	△5,968百万円
繰延税金資産の純額	△4,253百万円

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金と元本リスクが低い運用商品等に限定し、また、銀行借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理の基準に沿ってリスク低減を図っており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。また、外貨建ての営業債権は、為替変動リスクを回避するため、海外営業担当部署からの依頼に基づき、経理・財務担当部署が為替予約取引の実行及び管理を行っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクがある上場株式については、四半期ごとに時価を把握しております。

支払手形及び買掛金は、原則1年以内の支払期日であり、外貨建ての営業債務は、為替変動リスクを回避するため、海外調達担当部署からの依頼に基づき、経理・財務担当部署が為替予約取引の実行及び管理を行っております。

短期借入金の使途は主として運転資金であり、長期借入金の使途は主として設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	29,037	29,037	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*2)	34,168 △395		
	33,772	33,772	0
(3) 有価証券	3,900	3,900	—
(4) 投資有価証券	23,414	23,414	—
(5) 支払手形及び買掛金	(14,218)	(14,218)	—
(6) 短期借入金	(1,812)	(1,812)	—
(7) 未払法人税等	(1,154)	(1,154)	—
(8) 長期借入金	(14,092)	(14,068)	△24
(9) リース債務	(506)	(506)	0

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)受取手形及び売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

現金及び預金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価に関して、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額に等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。決済までの期間が長期となるものについては、市場金利等の指標で割引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券

有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、主として取引所の価格、取引金融機関から提示された価格等によっております。

なお、非上場株式(連結貸借対照表計上額5,844百万円)及び投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額96百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記投資有価証券には含めておりません。

(5) 支払手形及び買掛金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金

短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、上記金額には1年内返済予定の長期借入金(連結貸借対照表計上額6,271百万円)は含めておりません。

(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入または新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金の金額には連結貸借対照表の流動負債の「短期借入金」に含まれている1年内返済予定の長期借入金(連結貸借対照表計上額6,271百万円)を含めて表示してしております。

(9) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース契約を締結する場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記金額には連結貸借対照表の流動負債の「リース債務」と固定負債の「リース債務」を合計した額を記載しております。

1 株当たり情報

1 株当たり純資産額	1,646円55銭
1 株当たり当期純利益	63円08銭

(注) 1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上、役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式を、期末の普通株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

新東工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大中康行 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田真樹 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新東工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新東工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	48,310	流動負債	21,286
現金及び預金	14,267	支払手形	433
受取手形	5,060	電子記録債権	5,194
電子記録債権	2,762	買掛金	4,025
売掛金	15,997	短期借入金	6,000
有価証券	3,900	リース債権	93
製品	1,028	未払金	102
仕掛品	2,066	未払費用	1,552
原材料及び貯蔵品	1,077	未払法人税等	741
繰延税金資産	603	未受金	1,062
その他の資産	1,817	賞与引当金	1,363
貸倒引当金	△271	役員賞与引当金	55
固定資産	51,843	プラント保証引当金	123
有形固定資産	12,604	受注損失引当金	5
建築物	6,095	債務保証損失引当金	182
構築物	280	その他の負債	352
機械及び装置	2,039	固定負債	10,982
車両及び運搬具	20	長期借入金	7,000
工具・器具及び備品	383	リース債権	103
土地	3,492	繰延税金負債	3,383
リース資産	95	環境安全対策引当金	58
建設仮勘定	196	資産除去債務	102
無形固定資産	1,453	その他の負債	334
ソフトウェア	1,345	負債合計	32,268
リース資産	90	純資産の部	
その他の資産	17	株主資本	59,169
投資その他の資産	37,784	資本金	5,752
投資有価証券	23,307	資本剰余金	6,195
関係会社株	11,974	資本準備金	6,195
長期貸付金	2,025	利益剰余金	48,698
前払年金費用	83	利益準備金	1,438
その他の資産	551	その他利益剰余金	47,260
貸倒引当金	△158	固定資産圧縮積立金	246
		株式消却積立金	1,600
		別途積立金	36,500
		繰越利益剰余金	8,913
		自己株式	△1,476
		評価・換算差額等	8,715
		その他有価証券評価差額金	8,715
資産合計	100,154	純資産合計	67,885
		負債及び純資産合計	100,154

損 益 計 算 書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金	額
売 上 高		58,223
売 上 原 価		40,370
売 上 総 利 益		17,852
販売費及び一般管理費		14,662
営 業 利 益		3,189
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	92	
受 取 配 当 金	939	
受 取 賃 貸 料	144	
そ の 他	224	1,401
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	143	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	182	
寄 付 金	49	
賃 貸 収 入 原 価	52	
そ の 他	51	534
経 常 利 益		4,056
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5	
投 資 有 証 売 却 益	54	
そ の 他	0	59
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 却 損	10	
固 定 資 産 売 却 損	12	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	801	824
税 引 前 当 期 純 利 益		3,291
法人税、住民税及び事業税	1,172	
法人税等調整額	60	1,232
当 期 純 利 益		2,058

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準備金	その 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	株 式 消 却 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	5,752	6,195	—	6,195	1,438	252	1,600	36,500	7,757	47,548	△1,475	58,020
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△5			5	—		—
剰余金の配当									△907	△907		△907
当 期 純 利 益									2,058	2,058		2,058
自己株式の取得											△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△5	—	—	1,156	1,150	△0	1,149
当 期 末 残 高	5,752	6,195	—	6,195	1,438	246	1,600	36,500	8,913	48,698	△1,476	59,169

	評価・換算差額等		純資産合計
	その 他 有 価 証券 評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	7,204	7,204	65,225
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△907
当 期 純 利 益			2,058
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,510	1,510	1,510
事業年度中の変動額合計	1,510	1,510	2,660
当 期 末 残 高	8,715	8,715	67,885

〔注記〕

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

製品、仕掛品

受注生産品は個別法による原価法、投射材等は移動平均法による原価法を採用しております。

原材料及び貯蔵品

受注生産品等の製作に係る原材料及び貯蔵品は総平均法による原価法、投射材等の製作に係る原材料は移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～50年
構築物	7年～40年
機械及び装置	5年～12年
車両及び運搬具	4年～7年
工具・器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金・貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) プラント保証引当金

プラント及び大型受注機械等の検取引渡後の一定期間中のクレーム費用の発生に備えるため、過去の売上高に対するクレーム費用発生高の割合を基礎として、当事業年度の売上高に対して発生見込額を計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。ただし、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(8) 環境安全対策引当金

保管するPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末において、その金額を合理的に見積ることができる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる機械装置の製造等については工事進行基準を、その他については出荷基準及び検収基準を採用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

原則的処理方法である繰延ヘッジ処理を採用しております。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。

6. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当計算書類に与える影響は軽微であります。

7. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表

1. 有形固定資産減価償却累計額	23,235百万円
2. 保証債務	
他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証等を行っております。	
なお、フロン社の金額については、債務保証損失引当金182百万円を控除しております。	
株式会社メイキコウ	121百万円
新東エスプレシジョン株式会社	234百万円
ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社	1,541百万円
シントーアメリカ社	725百万円
シントーブラジルプロドウトス社	200百万円
青島新東機械有限公司	35百万円
フロン社	874百万円
計	<u>3,732百万円</u>
3. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	3,494百万円
長期金銭債権	2,024百万円
短期金銭債務	1,059百万円
4. 取締役に対する金銭債務	42百万円

損益計算書

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	6,607百万円
仕入高	7,132百万円
営業取引以外の取引高	649百万円

株主資本等変動計算書

- (1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,338,282株 |
|------|------------|
- (注) 当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が165,200株含まれております。

税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
たな卸資産		112百万円
未払費用		80百万円
賞与引当金		412百万円
プラント保証引当金		37百万円
債務保証損失引当金		54百万円
投資有価証券		477百万円
関係会社株式		1,211百万円
有形固定資産		102百万円
その他		548百万円
繰延税金資産小計		3,039百万円
評価性引当額		△2,206百万円
繰延税金資産合計		832百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△106百万円
その他有価証券評価差額金		△3,436百万円
その他		△69百万円
繰延税金負債合計		△3,612百万円
繰延税金資産の純額		△2,779百万円

関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社	(所有) 直接100%	債務保証 役員の兼務	債務保証	1,541	—	—
子会社	フロン社	(所有) 直接80%	債務保証	債務保証	1,056	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社への債務保証は、

同社が銀行から受けている前受金保証に対して債務保証を行ったものであり、保証料は受領していません。

(2) フロン社への債務保証は、銀行借入に対して債務保証を行ったもの等であり、保証料は受領していません。また、当該債務保証に対し、182百万円の債務保証損失引当金及び債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

1 株当たり情報

1 株当たり純資産額	1,275円02銭
1 株当たり当期純利益	38円66銭

(注) 1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上、役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式を、期末の普通株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

新東工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大中康行 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田真樹 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新東工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

新東工業株式会社 監査役会

監査役(常勤)	夏 目 俊 信	Ⓔ
監査役(常勤)	川 上 和 明	Ⓔ
監査役(社外監査役)	唐 木 康 正	Ⓔ
監査役(社外監査役)	小 島 俊 郎	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員(11名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うえだ よしき 上田良樹 (昭和28年3月10日生)	昭和51年4月 三菱商事株式会社入社 平成20年4月 同理事 平成22年6月 三菱商事テクノス株式会社 代表取締役社長 平成27年6月 同顧問 平成28年6月 当社取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 THK株式会社 社外取締役 監査等委員	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>総合商社の経営幹部および専門商社の経営者として豊富な実務経験と高い見識から経営を適切に監督し、取締役会の監督機能を強化することにより、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に活かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>当社の社外取締役に就任してからの年数は1年です。</p>			
2	なが い あつし 永井淳 (昭和35年9月30日生)	昭和59年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成14年6月 当社代表取締役専務取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社 代表取締役 シントーアメリカ社 取締役 公益財団法人永井科学技術財団 理事長	450,259株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成18年から代表取締役社長としての職責を担っております。当社事業全般に関する知見を活かすとともに、グローバルビジネスに対する高い見識を有しており、業務執行の最高責任者である社長として経営の指揮及び監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
3	く の つね やす 久 野 恒 靖 (昭和32年2月3日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年7月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役 平成27年6月 当社常務取締役 (現任)	27,617株
	【取締役候補者とした理由】 平成26年6月から取締役として経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。当社のモノづくりの要である豊川製作所長を経て、営業本部副本部長の経験もあり、生産および営業に関する知見を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	い ざわ もり やす 伊 澤 守 康 (昭和26年7月29日生)	昭和52年4月 新東ブレーター株式会社入社 平成16年4月 同取締役 平成21年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役 平成28年6月 当社常務取締役 (現任)	30,664株
	【取締役候補者とした理由】 平成24年6月から取締役として経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。開発部門での豊富な経験と高い見識を有しており、開発および技術に関する知見を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	たに ぐち や つか 谷 口 八 束 (昭和31年12月10日生)	平成19年7月 新東ブレーター株式会社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役 管理管掌、人事部長 (現任)	11,325株
	【取締役候補者とした理由】 平成26年6月から取締役として経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。また、現在は人事部長および管理を管掌しており、管理部門全般に関する知見を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	もり した とし かず 森 下 利 和 (昭和33年6月22日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年7月 当社執行役員 平成28年6月 当社取締役 営業管掌、営業本部長 (現任)	36,725株
	【取締役候補者とした理由】 平成28年6月から取締役として経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。また、現在は営業本部長および営業を管掌しており、営業全般における豊富な経験と高い見識を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	はし づめ まさ はる 橋 詰 政 治 (昭和27年10月26日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年7月 当社執行役員 平成28年6月 当社取締役 技術管掌、技術・ 開発センター長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 藤和電気株式会社 代表取締役社長	21,748株
	【取締役候補者とした理由】 平成28年6月から取締役として経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。また、現在は技術・開発センター長および技術を管掌しており、鑄造事業全般に関する高い見識と子会社の経営トップとしての実績を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
8	ご とう つよし 後 藤 剛 (昭和32年2月25日生)	昭和55年4月 当社入社 平成27年7月 当社執行役員 平成28年6月 当社取締役 生産管掌、プロダ クションセンター長 (現任)	5,717株
	【取締役候補者とした理由】 平成28年6月から取締役として経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。また、現在はプロダクションセンター長および生産を管掌しており、生産部門での豊富な経験と高い見識を有しており、モノづくり全般に関する知見を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
9	※ ひ び まさ あき 日 比 正 明 (昭和30年12月23日生)	平成20年1月 当社入社 平成23年4月 当社経理・財務部長 平成28年7月 当社執行役員 経理・財務部長 (現任)	3,344株
	【取締役候補者とした理由】 経理・財務部門における豊富な経験と高い見識を有し、現在は経理・財務部長を務めております。財務および会計に関する高い見識を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値の実現のために適切な人材と判断し、今般、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	おざわ まさとし 小澤正俊 (昭和18年2月23日生)	昭和41年4月 大同製鋼株式会社(現 大同特殊鋼株式会社)入社 平成16年6月 同代表取締役社長 平成22年6月 同代表取締役会長 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成27年6月 大同特殊鋼株式会社相談役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 オークマ株式会社 社外取締役	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に活かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>当社の社外取締役に就任してからの年数は3年です。</p>			
11	やまうち やすひと 山内康仁 (昭和17年1月2日生)	昭和43年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現 トヨタ自動車株式会社)入社 平成7年6月 同取締役 平成13年6月 同専務取締役 平成17年6月 アイシン精機株式会社 代表取締役社長 平成27年6月 同顧問(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>自動車および自動車部品メーカーの経営者として、モノづくりに関する豊富な実務経験と高い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に活かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>当社の社外取締役に就任してからの年数は2年です。</p>			

(注)1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と会社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

3. 上田良樹、小澤正俊および山内康仁の3氏は、社外取締役候補者であります。

上田良樹氏は、平成28年6月まで、三菱商事テクノス株式会社に顧問として勤務しておりました。当社と三菱商事テクノス株式会社との間の取引額は、それぞれの連結売上高の2%未満と僅少であり、社外取締役としての職務を執行するうえで影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。

小澤正俊氏は、大同特殊鋼株式会社相談役であります。当社と大同特殊鋼株式会社との間の取引額は、それぞれの連結売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役としての職務を執行するうえで影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。

山内康仁氏は、アイシン精機株式会社顧問であります。当社とアイシン精機株式会社との間の取引額は、それぞれの連結売上高の2%未満と僅少であり、

社外取締役としての職務を執行するうえで影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。

4. 当社は、上田良樹、小澤正俊および山内康仁の3氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、上田良樹、小澤正俊および山内康仁の3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、上田良樹、小澤正俊および山内康仁の3氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 取締役賞与支給の件

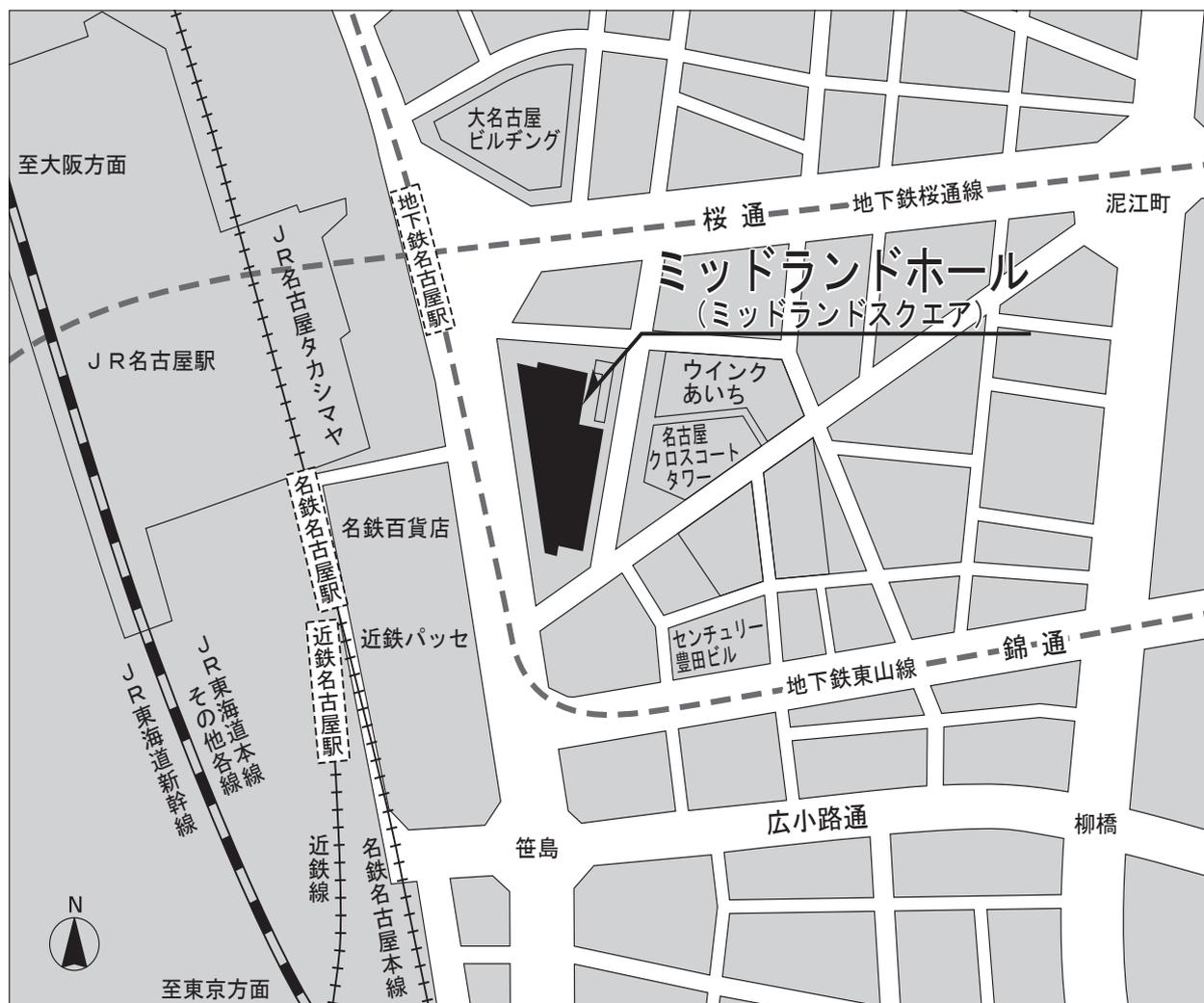
当期の利益水準、従来に支給した取締役賞与の額、その他諸般の事情を勘案しまして、当期末時点の社外取締役3名を除く取締役8名に対し、総額55,000千円の取締役賞与を支給することといたしたく存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 ミッドランドホール〔ミッドランドスクエア オフィスタワー5階〕



※ご来場の節は、JR・名鉄・近鉄・地下鉄・市バス等をご利用ください。
各「名古屋駅」から徒歩3分
なお、当日は駐車場・駐輪場の準備はいたしておりませんので、
ご了承ください。